

# 「建築士サポートセンター」の概要

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る各種申請手続きをサポートします

建築基準法・建築物省エネ法の改正法が令和4年6月に公布、関係する政省令等が整った規定から段階的に施行され、令和7年4月には全面施行を迎えます。

- ① 建築確認・検査手続きに係る審査特例（4号特例）制度の見直し
- ② 小規模木造建築物に係る壁量計算等の構造規定の見直し
- ③ 省エネ基準適合義務化

国土交通省では、改正法の円滑な施行に向けて、説明会、講習会等による周知とともに、特定行政庁や指定確認検査機関等の窓口でフォローしきれない申請者（建築士等）に対して個別にサポートできる体制を全都道府県において構築します。

この度、大阪府エリアにおきまして、「(公社)大阪府建築士会」、「近畿建築確認検査協会」及び本協会が合同で令和7年1月「建築士サポートセンター」を開設いたします。お気軽にご連絡ください。お待ちしております。

## 建築士サポートセンターの概要

### ●サポート内容：

#### 〔申請図書関係〕

- ・新たに添付が必要となる図書等の種類及び記載方法
- ・完了検査時に提出が必要となる監理状況書類等の準備方法

#### 〔構造関係〕

- ・壁量計算等の改正概要、設計支援ツールの参照・使用方法

#### 〔省エネ関係〕

- ・省エネ適判の手続方法、仕様基準によるチェックや記載方法
- ・省エネ計算の種類と特徴
- ・外皮計算シート・Webプロの参照・入力方法
- ・省エネ住宅ローン減税の申請書の記載方法

※本件サポートは、各種基準への適合性を確認するものではありません。

### ●サポート期間： 令和7年1月6日（月）～実施

### ●サポート費用：無 料

### ●サポート申込方法

建築士サポート申込書に必要事項を記載の上、メールで事務局までお送りください。

申込書はこちらをご確認ください。→

※相談を希望する内容がサポートの対象となるかどうか判断しがたい場合は、事務局までお問い合わせください。

事務局：（一社）大阪府建築士事務所協会

〒540-0011 大阪市中央区農人橋 2-1-10 大阪建築会館 2 階

TEL：06-6946-7065 FAX：06-6946-0004

E-mail：soudan@oaaf.or.jp